

平成25年度第2回防府市廃棄物減量等推進審議会 議事概要	
開催日時	平成25年8月7日(水) 午前10時00分～午前11時40分
場 所	防府市クリーンセンター し尿処理棟2階会議室
出席者	<p><委員> 広石委員(会長)、大村崇委員(副会長)、大村弘委員、齊藤委員、島岡委員、末富委員、大嶋委員、三輪委員、田邊委員、坂本委員、磯野委員、原田委員、中川委員、阿部委員、永富委員、渡辺委員 ※欠席：浅木委員、重田委員</p> <p><行政> (事務局) 福谷生活環境部長、大田クリーンセンター所長、藤本所次長、白井廃棄物対策室長、磯辺副主幹、原田主任、藤田主任、益富主任</p>
傍聴者	1名
諮問事項	「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「防府市廃棄物処理施設設置及び管理条例」の一部改正(答申案)について

1 開会 <省略>

2 会長あいさつ <省略>

3 審議
 「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「防府市廃棄物処理施設設置及び管理条例」の一部改正(答申案)について

報告 パブリックコメントの実施結果について

(会長)

それでは、議題1について事務局より説明をお願いします。

まず、パブリックコメントの実施結果について、事務局から報告してください。

(事務局) 7月1日から7月31日までパブリックコメントを実施し、0件でした。

(委員)

パブリックコメントの広報の仕方について、説明してもらいたい。

(事務局)

市広報、ホームページに掲載し、各公民館等に掲示して実施しました。

(会 長)

前回の審議会で、条例改正案については、承認をいただいたと思っておりますが、何かご意見などありますでしょうか。

※ 委員から、特に意見なし

議題 「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「防府市廃棄物処理施設設置及び管理条例」の一部改正（答申案）について

(会 長)

ないようですので、それでは、「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「防府市廃棄物処理施設設置及び管理条例」の一部改正（答申案）についての審議に入ります。事務局から、答申案について説明してください。

(事務局) …説明…

(委 員)

住民説明会を開催するとあるが、単身者は出て来ない。勤務先である企業からの説明があるといい。企業に対しても働きかけてほしい。

(事務局)

はい。来年1月から3月で、できるだけ企業を訪問したいと思います。

(委 員)

答申書(案)には、「事業系廃棄物については、減量化を推進するために、搬入物検査など」を実施するとあるが、搬入物検査は減量化につながっていないようにも思うが、他にいい例はないだろうか。

(委 員)

減量化の推進のために搬入物検査をするというよりは、「減量化を推進するとともに」という表現にしてはどうでしょうか。

(事務局)

はい。再度、表現を考えて、お示しします。

(委 員)

「搬入物検査など」の後に「指導」という文言を加えてはどうだろうか。

(事務局)

はい。そのようにします。

(委 員)

事業系廃棄物の処理施設への持ち込みについて、来年4月から搬入の袋はどのようにするのか。

(事務局)

原則、袋での搬入の場合で、可燃物処理施設への搬入は、容量45リットルで無色又は白色半透明の袋で、リサイクル施設の搬入は、容量45リットルで無色透明の袋とすることを検討しています。

(会 長)

今まで議論してきたことを踏まえ、事務局が答申する計画の最終案を作成し、審議会として答申を行うということによろしいでしょうか。

……異議なし……

(事務局)

字句や表現等の修正と併せまして、本日の結果を答申書に反映し、最終案を事務局で作成し委員の皆様にお送りしますので、ご確認をお願いします。その後、会長から市長に答申していただく予定でございます。

その他

「新しいごみの分け方・出し方」(案)について

(会 長)

それでは、その他の項目に移ります。「新しいごみの分け方・出し方」(案)について、事務局より説明してください。

(事務局) …説明…

(委 員)

今までと違う点を分かりやすく示してほしい。

(事務局)

施設も新しくなりますし、全てが変わりますので、新旧ということになりますと全てになってしまいます。新しいルールをゼロから作成したと教えてください。

(委 員)

21ページ プラスチック製容器包装のところにある「45ℓ以内」という表現は分からない。～cmという表現のほうがいいのでは。

(事務局)

市販の袋は～ℓとの表示になっています。

(委 員)

家庭には無色透明の袋はないと思うが、市指定の袋を販売する予定はあるのか。

(事務局)

ありません。市内のお店では無色透明の袋を見かけないかもしれませんが、プラスチック製容器包装の分別収集をされている他市では、市指定のごみ袋と同じように無色透明の袋が販売されています。市で大きさを指定するのではなく、各家庭の生活様式に合わせた大きさの袋で出してもらいたいと考えています。

(委員)

電池は、事業者がクリーンセンターに持ち込んでも引き取らないのか。

(事務局)

市には産業廃棄物の引取義務はありませんが、家庭から排出されるものと同等の少量のものについては事業系一般廃棄物として取り扱い、受け入れることを検討しています。大量に発生するものは、産業廃棄物として適正に処理していただくようになります。

(委員)

回収日の周知方法を説明してほしい。

(事務局)

毎年度、ごみの収集日や分別方法の簡潔な説明を掲載したカレンダーを配布します。

(委員)

市民がこの冊子を見て理解し行動に移せるかが問題だ。説明会を開いても一方通行で、ごみに対する市民の意識の改革やリサイクル率の上昇にはつながらないのではないか。今後、ごみの問題への取り組みとして、企業・市民・行政が一体となったプロジェクトなど考えているか。

(事務局)

分別は、ごみ処理基本計画に位置づけた一つです。現在、まずは、新分別の開始に向けて調整をしています。今後、実際に新分別を開始し、市民の皆様の意見を聞きながら3Rの普及を進めていきたいと考えておりますので、その際には、具体的な施策をご提言いただきたいと思います。

(委員)

4点尋ねたい。

1. 7～9ページ 中を洗うというのは、どの程度きれいにしたらいいのか。
2. 17ページ 「対象になりません」とあるが、何の対象にならないのか分かりづらいので、明確にしてほしい。
3. 18ページ 「燃やせないごみ集積場所に出せる可燃性粗大ごみ」の意味が分からない。
4. 左端に穴を開けて紐をつけるなど、いつでも使えるようにしてほしい。

(事務局)

1. 食物の付着がない状態です。油膜の付着はかまいません。
2. 表現を調整します。
3. 「燃やせないごみ集積場所に出せる可燃性粗大ごみ」という表現は、ご指摘のとおり分かりづらいのですが、自主搬入地区では可燃性粗大ごみを運ばれる地区と運ばれない地区がありますので、燃やせないごみではない特別収集ということでこの表現を使っています。
4. 左端上部に穴を開けて対応します。

(委員)

この「新しいごみの分け方・出し方」の配布方法を説明してほしい。

(事務局)

市広報と同時にお配りし、転入者には10月以降市民課で渡します。

(委員)

自治会に入っていない方への配布方法を説明してほしい。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員)

不動産業者が預かっている場合、自治会に入っていないアパートなどへの入居者へ渡すこともできる。

(事務局)

ありがとうございます。ご提案いただいた方法も含め、今後検討します。

「事業系廃棄物の減量及び適正処理の手引き」(案)について

(会長)

それでは、「事業系廃棄物の減量及び適正処理の手引き」(案)について事務局より説明してください。

(事務局) …説明…

(委員)

住宅と店舗が一体になっているところは、家庭系ごみとして出している店舗もみかけるが、来年度からはそれぞれ分けて出すようになるのか。

(事務局)

はい。

(委員)

事業者への説明会はあるのか。

(事務局)

要望があれば、事業者団体ごとに説明させていただきますし、説明会の開催も検討しています。

(委員)

18ページのリデュースを「排出抑制」とあるが、「発生抑制」ではないか。

(事務局)

「防府市ごみ処理基本計画」に合わせ、「発生抑制」に訂正します。

(委員)

「事業系廃棄物の減量及び適正処理の手引き」の配布方法を説明してほしい。

(事務局)

商工会議所等へ協力を依頼し、より多くの事業者へ周知できるよう検討したいと考えます。搬入事業者には、搬入される際にお渡しし、説明会の開催も考えています。

4 閉会